

北海道電力株式会社 泊発電所

令和4年度(第1四半期)

原子力規制検査報告書

(原子力施設安全及び放射線安全に係る基本検査)

(案)

令和4年7月

実用炉監視部門

目次

1. 実施概要	1
2. 運転等の状況	1
3. 検査結果	1
4. 検査内容	2
5. 確認資料	4
別添1 検査指摘事項等の詳細	別添 1-1

1. 実施概要

- (1) 事業者名: 北海道電力株式会社
- (2) 事業所名: 泊発電所
- (3) 検査期間: 令和4年4月1日～令和4年6月30日
- (4) 検査実施者: 泊原子力規制事務所

森園 康弘

森 一義

吉田 雄志

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門

高須 洋司

小林 慎治

検査補助者: 泊原子力規制事務所

柿崎 雄司

2. 運転等の状況

号機	電気出力 (万 kW)	検査期間中の運転、停止、廃止措置及び建設の状況
1号機	57.9	停止中
2号機	57.9	停止中
3号機	91.2	停止中

3. 検査結果

検査は、検査対象に対して適切な検査運用ガイド(以下単に「ガイド」という。)を使用して実施した。検査対象については、原子力検査官が事前に入手した現状の施設の運用や保安に関する事項、保安活動の状況、リスク情報等を踏まえて選定し、検査を行った。検査においては、事業者の実際の保安活動、社内基準、記録類の確認、関係者への聞き取り等により活動状況を確認した。ガイドは、原子力規制委員会ホームページに掲載されている。

第1四半期の結果は、以下のとおりである。

3.1 検査指摘事項等

重要度又は規制措置が確定した検査指摘事項等は、以下のとおりである。

詳細は、別添1参照

(1)

件名	泊発電所 火災感知器の不適切な設置
検査運用ガイド	BE0020 火災防護
検査種別	日常検査
事象の概要	事業者が自主的に令和3年10月から12月にかけて火災感知器の

	<p>設置場所について総点検を実施したところ、原子炉施設の安全上重要な機器が設置されている火災区画において、消防法施行規則第23条第4項に定められた設置条件を満足していない煙感知器(以下「消防法を満足していない煙感知器」という。)が合計9か所あることが確認された。</p> <p>事業者を確認したところ、消防法を満足していない煙感知器は1号機、2号機、3号機及び放射性廃棄物処理建屋の建設時に設置されたものであることが判明した。</p>
<p>重要度／深刻度</p>	<p>緑／SLIV(通知なし)</p>

3.2 検査継続案件

検査継続案件なし

なお、令和3年度第4四半期の原子力規制検査報告書の検査継続案件「泊発電所1号機 B-ディーゼル発電機定期試験における起動失敗」及び「泊発電所3号機A-ディーゼル発電機過給機タービン入口ケースの傷」については、検査による事実確認等の結果、検査指摘事項等に該当しないと判断した。

4. 検査内容

4.1 日常検査

(1) BM1040 ヒートシンク性能

検査項目 ヒートシンク性能

検査対象

- 1) 3号機 原子炉補機冷却水冷却器

(2) BM0100 設計管理

検査項目 設計管理の適切性

検査対象

- 1) 1号機 原子炉補機冷却水冷却器伝熱管取替工事

(3) BM0110 作業管理

検査項目 作業管理

検査対象

- 1) 3号機 原子炉補機冷却水サージタンク点検
- 2) 3号機 復水器開放点検

(4) BO0010 サーベイランス試験

検査項目 標準的な検査

検査対象

- 1) 2号機 B-ディーゼル発電機起動試験
- 2) 3号機 A-ディーゼル発電機起動試験

(5) BO1020 設備の系統構成

検査項目 標準的系統構成

検査対象

- 1) 3号機 原子炉補機冷却系統

(6) BO1040 動作可能性判断及び機能性評価

検査項目 動作可能性判断及び機能性評価

検査対象

- 1) 1号機 B-ディーゼル発電機定期試験における起動失敗
- 2) 3号機 A-ディーゼル発電機過給機タービン入口ケースの傷
- 3) 2号機 非常用排気筒試料採取装置(よう素サンプリング系統)の代替措置

(7) BO0060 燃料体管理(運搬・貯蔵)

検査項目 燃料の運搬等

検査対象

- 1) 3号機 使用済燃料ピットにおける燃料貯蔵管理

(8) BE0020 火災防護

検査項目 四半期検査

検査対象

- 1) 火災感知器の不適切な設置【検査指摘事項等あり】
- 2) 専属消防隊の防火訓練
- 3) 自動火災報知設備の維持・管理
- 4) 防火パトロールの実施

(9) BE0030 内部溢水防護

検査項目 内部溢水防護

検査対象

- 1) 水密扉の管理

(10) BE0050 緊急時対応の準備と保全

検査項目 緊急時対応の準備と保全

検査対象

- 1)可搬型代替電源車による給電訓練

(11)BE0090 地震防護

検査項目 地震防護

検査対象

- 1)地震計の管理

4.2 チーム検査

なし

5. 確認資料

5.1 日常検査

(1)BM1040 ヒートシンク性能

検査項目 ヒートシンク性能

検査対象

- 1)3号機 原子炉補機冷却水冷却器

資料名

- ・泊発電所3号機原子炉補機冷却水系統図(その1～その6)
- ・工事要領書 泊発電所3号機原子炉補機冷却水冷却器点検(追加保全(追5))
[機械保修課](2021.12.10)
- ・工事報告書 泊発電所3号機原子炉補機冷却水冷却器点検(追加保全(追5))
[機械保修課](2022.3.31)
- ・操作手順書 泊発電所3号機第2回定検(追加保全(追5))CCW-Aヘッド単独水張・復旧(2022.3.2)
- ・操作手順書 泊発電所3号機第2回定検(追加保全(追5))CCW-A区水張(2022.3.17)

(2)BM0100 設計管理

検査項目 設計管理の適切性

検査対象

- 1)1号機 原子炉補機冷却水冷却器伝熱管取替工事

資料名

- ・泊発電所設計管理要領
- ・設計計画書 泊発電所1A-原子炉補機冷却水冷却器の使用前事業者検査の計画と工事内容について(2022.2.24)
- ・設計方針書 泊発電所1A-原子炉補機冷却水冷却器の使用前事業者検査の計

画と工事内容について(2022.2.28)

- ・工事仕様書 泊1号機1A－原子炉補機冷却水冷却器点検工事(2022.2.28)
- ・仕様書承認記録 泊1号機1A－原子炉補機冷却水冷却器点検工事(2022.2.28)
- ・工事要領書 泊1号機1A－原子炉補機冷却水冷却器点検工事[機械保修課](2022.3.17)
- ・操作手順書 1A－CCWHx伝熱管取替工事水張復旧および1A－CCWP確認運転(2022.4.12)
- ・工事報告書 泊1号機1A－原子炉補機冷却水冷却器点検工事[機械保修課](2022.5.10)
- ・設計結果確認書 泊発電所1A－原子炉補機冷却水冷却器の使用前事業者検査の計画と工事内容について(2022.5.23)

(3)BM0110 作業管理

検査項目 作業管理

検査対象

1)3号機 原子炉補機冷却水サージタンク点検

資料名

- ・泊発電所保修要領
- ・工事要領書 泊発電所3号ユニット定期保安工事のうち付属設備中間点検(追5)工事(機械設備)その1 1次系タンク点検(追加保全(追5))[機械保修課](2022.2.16)
- ・工事報告書 泊発電所3号ユニット定期保安工事のうち付属設備中間点検(追5)工事(機械設備)その1 1次系タンク点検(追加保全(追5))[機械保修課](2022.3.24)

2)3号機 復水器開放点検

資料名

- ・泊3号復水細管の健全性確認について(2016.2.24)
- ・工事要領書 泊発電所3号ユニット定期保安工事のうち付属設備中間点検(追5)工事(機械設備)その1 2次系熱交換器点検工事(追加保全(追5))[機械保修課](復水器点検)(2022.1.5)
- ・工事報告書 泊発電所3号ユニット定期保安工事のうち付属設備中間点検(追5)工事(機械設備)その1 2次系熱交換器点検工事(追加保全(追5))[機械保修課](復水器点検)(2022.3.31)

(4)BO0010 サーベイランス試験

検査項目 標準的な検査

検査対象

1)2号機 B－ディーゼル発電機起動試験

資料名

- ・泊発電所運転要領X定期試験編2号機
- 2)3号機 A-ディーゼル発電機起動試験
- 資料名
- ・泊発電所運転要領X定期試験編3号機

(5)BO1020 設備の系統構成

検査項目 標準的系統構成

検査対象

1)3号機 原子炉補機冷却系統

資料名

- ・泊発電所3号機原子炉補機冷却系の系統図(その1～その6)
- ・操作手順書 泊発電所3号機第2回定検(追加保全(追5))CCW-Aヘッド単独水張・復旧(2022.3.2)
- ・操作手順書 泊発電所3号機第2回定検(追加保全(追5))CCW-A区水張(2022.3.17)

(6)BO1040 動作可能性判断及び機能性評価

検査項目 動作可能性判断及び機能性評価

検査対象

1)1号機 B-ディーゼル発電機定期試験における起動失敗

資料名

- ・泊発電所調達管理要領
- ・国内原子力施設共通 ディーゼル発電機設備 調速機 工場点検整備仕様書(2018.11.7)
- ・監査結果報告書(H28.4.25)
- ・共通仕様書
- ・点検仕様書 泊発電所1号ユニット定期保安工事のうち主要設備中間点検(追6)工事(機械設備) 調速装置工場点検(2019.1.16)
- ・泊発電所1号ユニット定期保安工事のうち主要設備中間点検(追6)工事(機械設備) 調速装置工場点検 工場試験・検査要領書(2019.6.5)
- ・検査記録 泊発電所1号ユニット定期保安工事のうち主要設備中間点検(追6)工事(機械設備)調速装置工場点検(2019.6.20)
- ・泊発電所1号ユニット定期保安工事のうち主要設備中間点検(追7)工事(機械設備) 調速装置工場点検 B-調速装置工場点検※プースター含む 工場試験・検査要領書(2021.1.26)
- ・泊発電所1号ユニット定期保安工事のうち 主要設備中間点検(追7)工事(機械設備)ディーゼル発電機点検 追加保全(追6)[機械保修課]工事要領書(2021.1.27)

- ・泊発電所1・2号機引継日誌(2021.12.22、12.24)
 - ・不適合報告書(不適合処置の承認、不適合処置結果の確認)(2022.1.7)
 - ・1B-ディーゼル発電機起動試験(2021.8.19、10.19、11.16、2022.1.13)
 - ・1A-ディーゼル発電機起動試験(2021.11.2、12.8)
 - ・泊発電所1号機系統状態確認表(2021.11.16～12.25)
 - ・泊発電所1号機ディーゼル発電機設備1B-DG調速装置工場点検のうち調速機出力軸固着事象調査要領書(2022.1.11)
 - ・泊発電所1号機 ディーゼル発電機設備1B-DG調速装置工場点検のうち 調速機出力軸固着事象調査結果報告書(2022.4.14)
 - ・点検仕様書 泊発電所1号機1B-DG調速装置工場点検(改定1)(2022.4.20)
- 2)3号機 A-ディーゼル発電機過給機タービン入口ケースの傷
資料名
- ・CR(状態報告)スクリーニングリスト(2022.5.26)
 - ・泊発電所調達管理要領
 - ・監査結果報告書(H22.9.16)
 - ・監査結果報告書(H22.9.17)
 - ・D/G泊発電所3号機点検計画表
 - ・A-DG機関点検 点検周期表
 - ・泊発電所3号機 912,000kW 発電設備 購入仕様書(H15.11)
 - ・設計方針書(泊3号機 ディーゼル発電機の機関型式選定について)(H12.5.23)
 - ・検査成績表 開放検査成績表(排気タービン過給機)泊発電所3号機 A系 B列側(H19.2.8)
 - ・泊発電所3号機 第1回定検 泊発電所3号ユニット定期保安工事のうち主要設備点検工事(ディーゼル発電機点検工事[機械保修課])工事報告書(H23.3.9)
 - ・泊発電所3号機 第2回定検 泊発電所3号ユニット定期保安工事のうち主要設備点検工事(ディーゼル発電機点検工事[機械保修課])(その1)工事報告書(2016.6.18)
 - ・泊発電所3号ユニット定期保安工事のうち主要設備中間点検(追5)工事(機械設備)ディーゼル発電機点検(追加保全(追5))[機械保修課]工事要領書(2021.12.13)
 - ・泊発電所3号機 泊発電所3号ユニット定期保安工事のうち主要設備中間点検(追5)工事(機械設備)ディーゼル発電機点検[追加保全(追5)]工事報告書(2022.3.31)
 - ・NHP 形排気タービン過給機 取扱説明書(NHP40B)
 - ・泊発電所3号機ディーゼル発電機設備A-DG過給機タービン入口ケースの傷について(2022.3.23)
 - ・泊発電所3号機ディーゼル発電機設備 A-DG 過給機タービン入口ケース不具合に係る原因調査委託 調査結果報告書(2022.6.3)
- 3)2号機 非常用排気筒試料採取装置(よう素サンプリング系統)の代替措置

資料名

- ・タイマー付ダストサンプラ他機器仕様書(2008.8.22)
- ・試験成績書(デジタル絶縁抵抗計)[制-4587](2020.11.30)
- ・成績表(デジタル圧力計)[制-1424](2021.9.21)
- ・試験成績書(デジタルマルチメータ)[制-1383](2021.10.20)
- ・施設用放射線計測器点検記録(タイマー付ダストサンプラ)[施計-08-187](2022.2.18)
- ・保修票[2R-29 よう素サンプリング系統の真空ポンプ点検](2022.6.13)
- ・2-非常用排気筒試料採取装置(2R-29)真空ポンプ取替手順書(2022.6.14)
- ・2-非常用排気筒試料採取装置(2R-29)真空ポンプ取替報告書(2022.6.14)

(7)BO0060 燃料体管理(運搬・貯蔵)

検査項目 燃料の運搬等

検査対象

1)3号機 使用済燃料ピットにおける燃料貯蔵管理

資料名

- ・泊発電所燃料管理要領
- ・泊発電所化学管理要領
- ・泊発電所技術課巡視点検細則
- ・泊発電所異物混入防止管理規則
- ・使用済燃料ピット貯蔵記録(2013.10.10)
- ・定期巡視点検記録(2022.5.24、6.16)
- ・使用済燃料ピット水ほう素濃度測定記録(2022.5.24)
- ・不適合報告書①、②、③、④(H23-147)
- ・不適合報告書①、②、③、④、⑥(H22-192)

(8)BE0020 火災防護

検査項目 四半期検査

検査対象

1)火災感知器の不適切な設置【検査指摘事項等あり】

資料名

- ・泊発電所防火管理マニュアル
- ・トラブル情報確認票(2021.1.28)
- ・泊発電所放射性廃棄物処理建屋 防消火設備一般仕様書(S59.7.3)
- ・泊発電所1号機 現地試験・検査報告書(自動火災報知設備)(S63.11)
- ・泊 P/S1・2号機自動火災報知設備工事・検査要領書(S61.12.18)
- ・自動火災報知設備据付チェックシート(S63.5.19、5.21)
- ・泊発電所3号機自動火災報知設備作業(据付・検査)要領書(2006.9.2)

- ・泊発電所3号機自動火災報知設備据付報告書(2009.1.23)
- ・CR(状態報告)スクリーニングリスト(2022.6.17)
- ・火災感知器の不適切な設置に関する感知器設置整理表(2022.6.29)
- ・泊発電所1号機自動火災報知設備配管配線図
- ・泊発電所2号機自動火災報知設備配管配線図
- ・3号機自動火災報知設備配管配線図

2) 専属消防隊の防火訓練

資料名

- ・泊発電所初期消火対応要則
- ・泊発電所消防計画
- ・2022 年度消防関連教育・訓練教育・実績表(2022.4.4)
- ・専属消防隊勤務表 2022 年5月(2022.4.26)
- ・泊発電所消防業務委託[運営課]工事要領書(2022.3.30)
- ・教育・訓練実施報告書(危険物保安訓練、総合訓練 2022.5.18)

3) 自動火災報知設備の維持・管理

資料名

- ・泊発電所建築設備等施設管理細則
- ・2022 年度泊発電所建物建築設備保全業務委託 業務要領書(2022.3.29)
- ・防火設備点検チェックシート(2022.5.20)
- ・熱感知器チェッカー自主点検票(2022.5.10)
- ・作業員資格・経験確認書(作業員名簿)(2022.4.1)

4) 防火パトロールの実施

資料名

- ・泊発電所防火管理マニュアル
- ・2022 年度防火パトロール(実績・計画)
- ・2022 年度(4月分)泊発電所防火パトロール実施報告(2022.4.28)

(9) BE0030 内部溢水防護

検査項目 内部溢水防護

検査対象

1) 水密扉の管理

資料名

- ・泊発電所内部溢水対応要則
- ・泊発電所建築設備等施設管理細則
- ・泊発電所建物建築設備保全業務委託水密扉機器点検表(4月分)(2022.4.18)

(10) BE0050 緊急時対応の準備と保全

検査項目 緊急時対応の準備と保全

検査対象

1)可搬型代替電源車による給電訓練

資料名

- ・泊発電所原子力事業者防災業務計画
- ・令和3年度シナリオⅡ型訓練実施計画書(2022.4.21)
- ・令和3年度Ⅱ型訓練実施要領、評価項目および評価方法(2022.4)

(11)BE0090 地震防護

検査項目 地震防護

検査対象

1)地震計の管理

資料名

- ・泊発電所建築設備等施設管理細則
- ・制御用地震計点検計画表
- ・泊発電所3号ユニット定期保安工事のうち付属設備中間点検(追1)工事(制御設備)現場計器他点検工事(1次系現場定期点検)制御用地震計試験成績書(2015.7.6)
- ・泊発電所建物建築設備保全業務委託その他設備(地震観測設備点検)2022年1月度地震速報システム点検報告書

5.2 チーム検査

なし

別添1 検査指摘事項等の詳細

(1)

件名	泊発電所 火災感知器の不適切な設置
監視領域(小分類)	拡大防止・影響緩和
検査運用ガイド	BE0020 火災防護
検査項目	四半期検査
検査対象	火災感知器の不適切な設置
検査種別	日常検査
検査指摘事項等の重要度／深刻度	緑／SLIV(通知なし)
検査指摘事項等の概要	<p>事業者が自主的に令和3年10月から12月にかけて火災感知器の設置場所について総点検を実施したところ、原子炉施設の安全上重要な機器が設置されている火災区画において、消防法施行規則第23条第4項(以下「消防法」という。)に定められた設置条件を満足していない煙感知器(以下「消防法を満足していない煙感知器」という。)が合計9か所あることが確認された。</p> <p>事業者を確認したところ、消防法を満足していない煙感知器は1号機、2号機、3号機及び放射性廃棄物処理建屋の建設時に設置されたものであることが判明した。</p> <p>消防法を満足していない煙感知器が設置された火災区画において火災が発生した場合、早期に火災を感知できない可能性があることから、新規規制基準適合前の泊発電所に適用される「発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令」の第4条の2(火災による損傷の防止)第2号のイ「早期に消火を行える検出設備及び消火設備を施設すること。」(以下「技術基準第4条の2」という。)を満足することに失敗している状態である。この失敗は、合理的に予測可能であり、予防する措置を講じることが可能であったことから、パフォーマンス劣化に該当する。</p> <p>このパフォーマンス劣化による火災の監視機能低下は、監視領域(小分類)「原子力施設安全－拡大防止・影響緩和」の「設備のパフォーマンス」の属性に関連付けられ、当該監視領域(小分類)の目的に悪影響を及ぼすことから、検査指摘事項に該当する。</p> <p>検査指摘事項に対し「原子力安全に係る重要度評価に関するガイド」の「附属書5 火災防護に関する重要度評価ガイド」に従い評価を行った結果、重要度は「緑」と判定する。</p> <p>さらに「原子力規制検査における規制措置に関するガイド」に基づき評価を行った結果「規制活動への影響」等の要素は確認されてお</p>

	<p>らず、重要度評価の結果も踏まえ、深刻度は「SLIV」と判定する。 また、本件は同ガイド「3. 3(2)」の要件を満足することから、違反等の通知を実施しない。</p>
<p>事象の説明</p>	<p>事業者が自主的に令和3年10月から12月にかけて火災感知器の設置場所について総点検を実施したところ、原子炉施設の安全上重要な機器(MS-1、PS-3)が設置されている火災区画において、消防法を満足していない煙感知器が合計9か所あることが確認された。(下記【消防法を満足していない煙感知器】参照)</p> <p>事業者を確認したところ、消防法を満足していない煙感知器は1号機、2号機、3号機及び放射性廃棄物処理建屋の建設時に設置されたものであることが判明した。</p> <p>なお「泊発電所(1、2号炉)の原子炉設置許可申請書(添付書類八:12.5 消火設備)」の「12.5.2 設計方針」において「消火設備は、消防法その他の規則、規程等に基づいて設計する。」と明記され、また「泊発電所3号機第8回工事計画認可申請書(資料6:原子力発電所の火災防護に関する説明資料:4.火災の検知及び消火対策)」の「4.1.1 火災感知器(2)火災感知器設置要領」において「火災感知器は、消防法施行規則第23条第4項に準じて、煙感知器又は熱感知器を設置する。」と明記されている。</p> <p>また、事業者からは、消防法の設置条件を満足していない煙感知器について、CAP委員会において審議し、今後、改善措置活動の中で要因分析を行った後、必要な是正処置を行うこととしていることを聴取している。</p> <p>【消防法を満足していない煙感知器】</p> <p>1) 消防法第7号八(感知器の下端は、取付け面の下方0.6m以内の位置に設けること。)を満足していない煙感知器</p> <p>① 3号機原子炉格納容器【1か所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24.8m 通路の煙感知器(取付け面の下方までの距離 77cm) <p>2) 消防法第7号二(感知器は、壁又ははりから0.6m以上離れた位置に設けること。)を満足していない煙感知器</p> <p>① 1号機原子炉建屋【1か所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R-D 階段室前通路の煙感知器(はりまでの距離 25cm) <p>② 放射性廃棄物処理建屋【2か所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A-パイプ・ダクト室の煙感知器(壁までの距離 54cm) ・焼却炉灰取出装置室の煙感知器(はりまでの距離 30cm) <p>3) 消防法第8号(感知器は、差動式分布型及び光電式分離型の</p>

	<p>もの並びに炎感知器を除き、換気口等の空気吹出し口から 1.5m 以上離れた位置に設けること。)を満足していない煙感知器</p> <p>①1号機原子炉補助建屋【1か所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B-安全系充電器室の煙感知器(空気吹出し口までの距離 125cm) <p>②2号機原子炉補助建屋【3か所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B-安全系継電器室の煙感知器(空気吹出し口までの距離 130cm) ・B-安全系継電器室の煙感知器(空気吹出し口までの距離 132cm) ・B-安全系充電器室の煙感知器(空気吹出し口までの距離 136cm) <p>③3号機原子炉補助建屋【1か所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A-余熱除去ポンプ室の煙感知器(空気吹出し口までの距離 148cm)
<p>検査指摘事項の重要度評価等</p>	<p>[パフォーマンス劣化]</p> <p>「泊発電所(1、2号炉)の原子炉設置許可申請書(添付書類八)」及び「泊発電所3号機第8回工事計画認可申請書(資料6)」において、火災感知器を消防法に準じて設置すること等が明記されているが、消防法を満足していない煙感知器が確認されたことは、技術基準第4条の2を満足することに失敗している状態である。</p> <p>消防法における火災感知器の設置に係る規定は従前から明らかなため、この規定を遵守することは合理的に予測可能であり、煙感知器の取付検査等において予防する措置を講じることが可能であったことから、この失敗はパフォーマンス劣化に該当する。</p> <p>[スクリーニング]</p> <p>煙感知器は、早期に火災を感知するために設置された設備であるが、消防法を満足していない煙感知器が設置された火災区画において火災が発生した場合、早期に火災を感知できない可能性があった。</p> <p>このパフォーマンス劣化は、監視領域(小分類)「原子力施設安全一拡大防止・影響緩和」の「設備のパフォーマンス」の属性に関連付けられ、当該監視領域(小分類)の目的に悪影響を及ぼすことから、検査指摘事項に該当する。</p>

	<p>[重要度評価]</p> <p>消防法を満足していない煙感知器の中から、長期停止中のプラントにおいて原子力安全への影響が最も大きいと考えられる機器(1号機及び2号機のB-安全系充電器室に設置されたドロップ盤)を監視対象範囲としている煙感知器を選定し「原子力安全に係る重要度評価に関するガイド」の「附属書5 火災防護に関する重要度評価ガイド」に従い以下のとおり評価を行った。</p> <p>ステップ1.2において「表1 火災防護における検査指摘事項の区分」の「1.4.2 自動火災報知設備及び固定消火設備」に分類した。</p> <p>ステップ1.3において「添付2 劣化評価指針」の「2 自動火災報知設備及び固定消火設備」を用いて検査指摘事項の劣化評価を行った結果、1号機及び2号機のB-安全系充電器室に設置された煙感知器は1台のみであることから、火災感知器の10%以上が劣化していると判断し「高劣化」と判定した。</p> <p>ステップ1.4の検査指摘事項区分に係る質問1.4.2「自動火災報知設備及び固定消火設備」の回答としては、1号機は2011年4月22日、2号機は2011年8月26日及び3号機は2012年5月5日から長期停止しており、現在、安全停止に必要な機器を保護するためのシステムの機能に悪影響を及ぼすことがないため「No」となることから、重要度は「緑」と判定する。</p>
規制措置	<p>[深刻度評価]</p> <p>検査指摘事項は、火災により原子炉の安全が損なわれないよう早期に消火を行える検出設備を施設することが定められた技術基準第4条の2に抵触しており「原子力規制検査における規制措置に関するガイド」に基づき評価を行った結果、深刻度の評価において考慮する「規制活動への影響」等の要素は確認されていないことから、検査指摘事項の重要度の評価結果を踏まえ、事象の深刻度は「SL IV」と判定する。</p> <p>なお、事業者は、消防法を満足していない煙感知器について、CAP委員会において審議し、今後、改善措置活動の中で要因分析を行った後、必要な是正処置を行うこととしており、同ガイド「3.3(2)」の要件を満足していることから、違反の通知は実施しない。</p>
整理番号	J01-202206-01